

薬生食基発 1021 第 1 号
薬生食監発 1021 第 1 号
令和元年 10 月 21 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
（公 印 省 略）
食品監視安全課長
（公 印 省 略）

類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて

類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについては、平成 21 年 2 月 9 日付け食安基発第 0209001 号・食安監発第 0209001 号、平成 24 年 7 月 30 日付け食安基発 0730 第 4 号・食安監発 0730 第 2 号及び平成 25 年 7 月 25 日付け食安基発 0725 第 1 号・食安監発 0725 第 1 号をもって通知しているところです。

このたび、「オイゲニルメチルエーテルの取扱いについて」（平成 31 年 4 月 23 日付け薬生食基発 0423 第 1 号・薬生食監発 0423 第 1 号）を踏まえオイゲニルメチルエーテルを 18 項目の香料の範囲から削除する等全般について見直しを行い、18 項目の香料の範囲に該当することを確認した品目を別紙のとおり取りまとめましたので、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。別添として新旧対照表を添付しますので、業務の参考に御活用ください。

なお、本通知は、令和元年 10 月 22 日から適用します。